

第4章

第3期計画における

地域福祉推進の基本

1 基本理念・方針

本計画の策定及び実施に当たっては、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創る「地域共生社会」を目指します。

具体的には、個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援や分野をまたがる総合的サービスの提供を行うとともに、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、地域の資源を生かしながら暮らしと地域社会に豊かさを生み出すことが求められることから、市民と行政の協働により、様々な困難を抱えた人が社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会をつくっていきます。

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。

本計画は、「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針であり、「温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題解決に主体的に取り組み、支え合いの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指すことを基本理念とします。

図40 地域共生社会のイメージ



【厚生労働省・地域共生社会のポータルサイトより】

2 目指すべき地域の姿

いろいろな困難を抱えている人がいたとしたら、その人の尊厳を認め、人と人とのつながりを大切にして、困った時に支え合う「顔の見える関係づくり」や互いを認めて支え合う「共に生きる社会づくり」を進め、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくっていかねばなりません。

地域に暮らす方は年齢や環境等によって体が自由に動かない、子どもの面倒を見てもらう方が見つからない、人とつながる機会が身近にないなど、それぞれ異なる困りごとを持っていることがあり、それはお互いが補い合うことで解決することができるかもしれません。これまで困った状況にある方が周囲から支援を受けることが福祉と理解されていた傾向がありますが、積極的に他の困っている方を助け、役割を持つことで喜びを得、いきいきと暮らしていくこともまた福祉のひとつの形ではないでしょうか。子どもや高齢の方、障がいのある方等が互いに関心を持ち、安心して身近な方と日々ふれあう中で自然に会話が生まれ、小さな喜びが連続する、そのような環境をつくることを念頭に、本計画で策定する取組が実施される必要があります。

取組の推進に当たっては、行政のみならず、福祉関係者をはじめ多くの市民

に本計画の理念を理解していただき、市民と行政が共に参画し、互いに支え合い、高め合い、協働しながら各取組を推進し、福祉のまちづくりを目指していくこととします。

3 推進体制

(1) 市民の役割

市民は、福祉サービスの利用対象者であるとともに、地域福祉の担い手として期待される立場にあります。

市民一人ひとりが地域社会の一構成員として福祉を担うという意識を持ち、個人の知識や技術を生かして地域活動やボランティア活動などへの主体的な取組が期待されます。

(2) 地域の役割

地域やボランティアには、互助・共助の力を高めることが期待されています。社協や町内会等は、それぞれの活動を実施することのほか、他団体と連携協力することで、地域で行われる福祉活動を一層強化し充実させることが期待されます。

(3) 事業者の役割

サービス事業者は、利用者の立場に立って質の高いサービスを提供することが期待されます。

サービスの提供によって利用者の自立を支援するほか、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などと連携を進める必要があります。

また、サービス内容の情報提供及び公開や利用者の権利擁護などサービスが利用しやすい環境づくりが求められます。

(4) 市の役割

市には、地域福祉を推し進めるため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。このため、福祉以外の様々な分野に関係する部局も含めた庁内の連携に努めるとともに、関係機関や各種団体、事業者などから情報収集を行い、市民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進めます。

また、住民にとって身近な場所において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるとともに、市民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に努めます。

さらに、地域に密着しながら地域福祉の推進に中心的な役割を担う社協の取組を支援し、地域福祉活動の推進や総合的な体制づくりについて協議を進め、計画を推進するものとしてします。

地域と市との協働関係を築く上で、コーディネーターとしての社協の役割は大きく、市と社協とが互いの役割を明確にし、連携を深める中で取組を進めていくことが大切になります。

また、社協が市民の参画を得て策定するきずな計画と連携した取組を進めます。

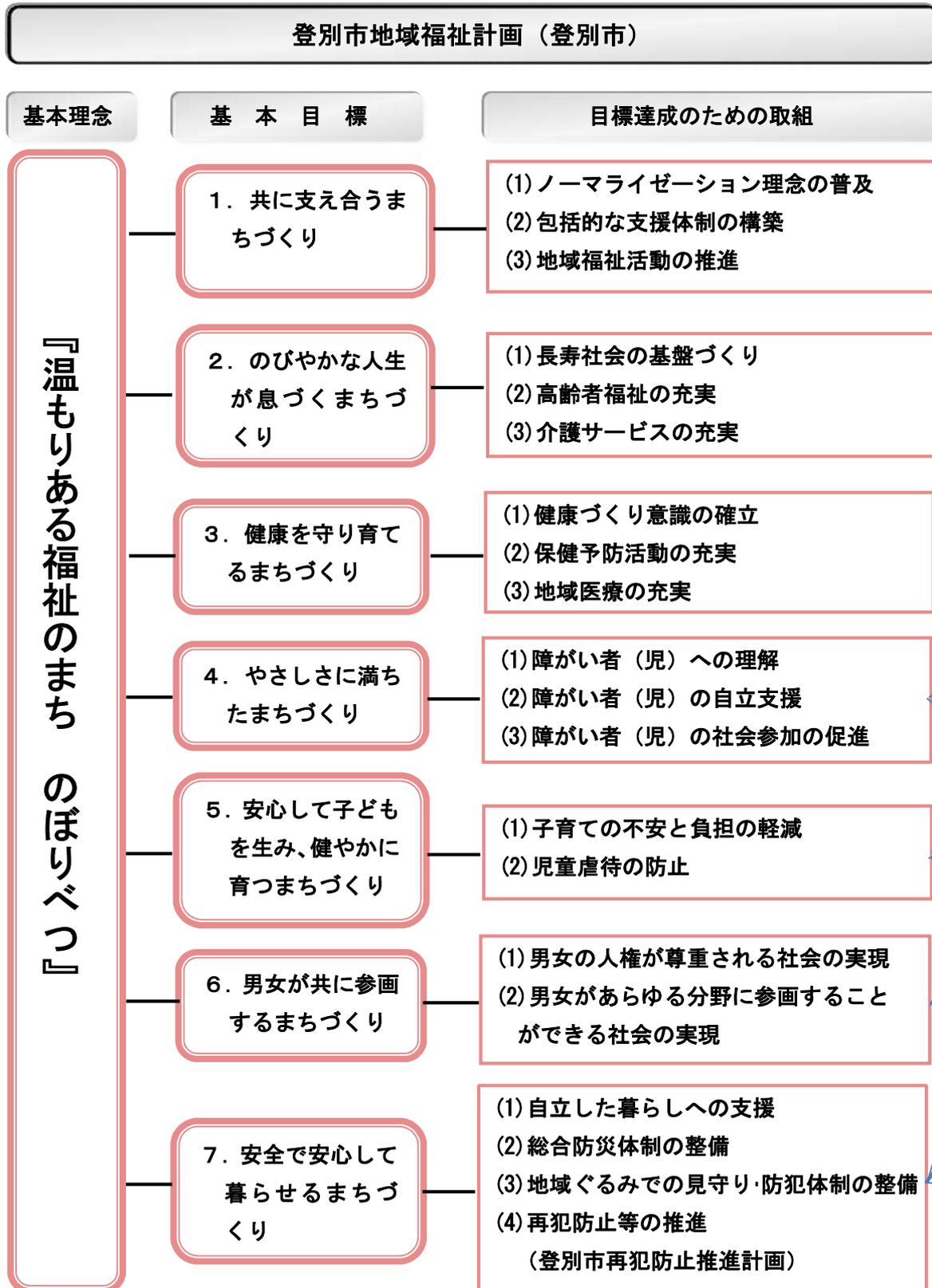
4 基本目標

登別市地域福祉計画の基本理念を実現していくため、本計画では、次の7つの基本目標を掲げます。

基本目標	主な取り組み分野
1. 共に支え合うまちづくり	福祉推進体制の整備
2. のびやかな人生が息づくまちづくり	高齢者福祉
3. 健康を守り育てるまちづくり	健康推進
4. やさしさに満ちたまちづくり	障がい者（児）福祉
5. 安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり	子育て
6. 男女が共に参画するまちづくり	男女共同参画
7. 安全で安心して暮らせるまちづくり	困窮者支援、防災、防犯、再犯防止

次頁では、本計画の各基本目標およびそれを達成するための取組とともに、行政との協働により自主的・自発的な福祉活動を行う民間の活動・行動計画であるきずな計画の基本目標等を一覧にして図示します。

図 4 1 登別市地域福祉計画・きずな計画の関係性



両計画の実施主体が互いに協力し、それぞれの取組を補い合いながら、市民と行政の協働による福祉のまちづくりを推進していきます。

※市と社協が連携している基本目標同士を線で示しています。

きずな計画（社協）

基本計画

基本目標

基本理念

- ①きずな活動の推進
- ②きずな共育（福祉教育）の推進
- ③きずな（地域）の拠点づくり

- 1. きずなを育て確かめる
～福祉の意識と関心を高める取り組み～

- ④小地域ネットワーク活動の推進
- ⑤ともに生きる地域づくり
- ⑥災害時の支え合い活動の推進

- 2. きずなを護り強める
～支え合う地域をつくる取り組み～

- ⑦孤立させない地域づくりの推進
- ⑧安心して暮らし続けられる地域づくりの推進

- 3. きずなを紡ぎ支える
～困りごとを解決する取り組み～

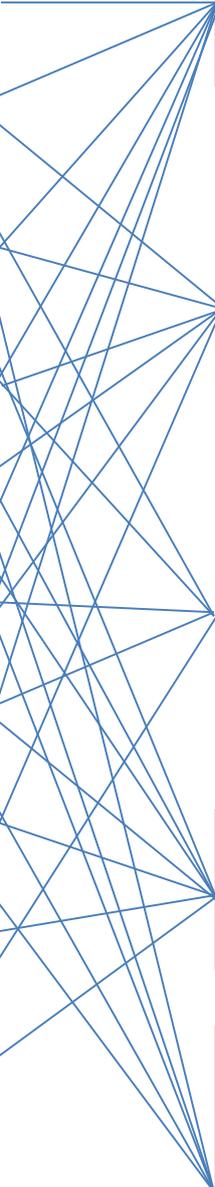
- ⑨ボランティアセンター機能の充実
- ⑩身近な暮らしの情報ネットワークの促進

- 4. きずなを結び深め広げる
～地域の協力体制をつくる取り組み～

- ⑪社協の基盤強化
- ⑫財政基盤整備
- ⑬公的事業の実施・受託
- ⑭地域福祉を推進するための職員の配置と資質向上
- ⑮地域福祉実践計画の進捗管理と地域福祉計画との連帯

- 5. きずなを高め保障する
～きずなの推進体制を確立する取り組み～

心豊かに「きずな」を紡ぎ護り育てることで、一人ひとりを大切にする共生共存のまちをつくりまします



また、各基本目標において、平成27年9月の国連サミットにおいてすべての加盟国の合意により令和12年度を達成年限として経済・社会・環境に係る17分野のゴールを定めたSDGs（Sustainability Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）の考え方を取り入れ、それぞれ17のゴールと結びつけて施策の展開に取り組むことで「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めます。



【国連開発計画ウェブサイトより】

登別市地域福祉計画では主に、福祉にかかわりの深い次の8のゴールの実現に向けた取組について策定しています。

	貧困をなくそう		人や国の不平等をなくそう
	すべての人に健康と福祉を		住み続けられるまちづくりを
	質の高い教育をみんなに		平和と公正をすべての人に
	ジェンダー平等を実現しよう		パートナーシップで目標を達成しよう